

砺波市農業委員会 8月総会議事録

開催日時 令和8年8月5日（水）午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 26名

2番	飯田 真紀	15番	信田 浩光
3番	栄前田龍平	16番	石田 智久
4番	小竹 勝則	17番	松井 正雄
5番	飯田 輝一	18番	野原 智男
6番	福田 豊	19番	田嶋 和樹
7番	満保 雅春	20番	竹林 順子
8番	鈴木 正彦	21番	石崎 進
9番	浅谷 裕	22番	鴨井 克之
10番	細川 明雄	23番	今井 久人
11番	黒田 友範	25番	堀田 敬三
12番	松浦 正一	26番	水木 章善
13番	横山 亮太	27番	宮川 晴美
14番	吉田 一馬	28番	吉田 里美

欠席した委員 3名

1番 川邊 孝之 24番 源通 一郎 29番 山本 渉

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 小西 啓介 主幹 横山 匡英 副主幹 三井 麻美

農業振興課 1名

農地調整係 主任 平塚 伸治

付議案件

議事

- 1) 議案第17号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定
転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項第1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 それでは、「令和8年度・砺波市農業委員会8月総会」を開会いたします。会議に先立ちまして、石田会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長 ご苦勞様です。お忙しいところ総会に出席いただき誠にありがとうございます。

暑い日が続きます。改選後2回目の総会となります。各委員には、円滑な運営にご協力をお願いします。

事務局 ありがとうございました。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中26名のご出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、石田会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきますてもよろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、議席番号2番 飯田 真紀 委員、議席番号3番 栄前田 龍平 委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第17号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 はじめに、簡単に 農地法についてご説明いたします。

農地法は、「農地の確保」と「農地の効率的な利用」を進め、これにより、耕作者の地位の安定と国内生産の増大を図り、もって、食料の安定供給の確保を目的とし、農地について定めているものです。

農地法のうち、第3条につきましては、農地の権利移動 具体的には、所有権の移転や使用貸借権の設定等について制限を定めています。この農地法第3条では、農地の権利移動には 農業委員会の許可を求めているも

のです。その許可条件も農地法３条第２号に明記され、「農地の効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」が求められているものです。

それでは、議案書の１ページをお願いします。議案第１７号 農地法第３条の規定による所有権移転許可について 今月の案件は、２件でございます。

（議案書全件朗読）

番号１は 引き続き農地として利用するため譲り受けます。

番号２は、現在の耕作者が引き続き農地として利用するため譲り受けません。

譲受人は、農地法第３条第２項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第１７号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 １番については、このような狭い農地を農地として利用する予定であるのか。

議 長 事務局からお願いします。

事 務 局 現地を確認したところ、譲受人は申請農地の隣接農地を所有し、且つ現在農地として利用していることが認められました。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 小竹委員、どうぞ。

小竹委員 １番について、譲渡人はこの申請により農地を保有しなくなり、農業者ではなくなるのか。

議 長 事務局からお願いします。

事 務 局 農家台帳を手元に持ち合わせておりませんので、確認して回答します。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 野原委員、どうぞ。

野原委員 2番については、譲渡人が介護福祉施設に入所されたことにより譲渡を希望されたものです。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 小竹委員、どうぞ。

小竹委員 譲受人である西中農事組合は、初めて農地を保有することになるのか。

事 務 局 これまでは全て借入農地による経営であります。

議 長 農地所有適格法人であり、農地法の要件は満たしています。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 土地改良区等に影響があることから、売買後の譲渡人の所有農地の有無を確認したい。

議 長 農地法第3条の申請に土地改良区の同意は要せず、地区担当の農業委員の同意を要することから、地区担当農業委員は理解されていると思います。

議 長 では、議案第17号の採決は後ほど行います。
続きまして、「議案第18号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 それでは議案書の2ページをお願いします。こちらは、農地転用に係る

申請でございます。

まず、農地転用について簡単にご説明させていただきます。

農地転用とは、田や畑などの農地を、住宅・工場・駐車場など農地以外の用途に変更することです。本議案における農地法5条に基づく転用申請とは、農地を売ったり貸したりして、農地の所有者以外の方が農地以外の用途として使うための転用申請になります。この提出された転用申請を、農業委員会にて適正か確認し、許可権者である県知事に進達する流れとなっております。

今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、土地改良事業実施区域内にあり農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。

申請者は、将来子どもが出来ることを考慮し、支援を受けやすい実家に近い申請地にて住宅敷地の造成を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第18号」につきまして、該当地区である私から説明いたします。

議 長 1番については、子息の住宅用地に転用しようとするものでして、耕作者である営農組合や地区の土地改良区の同意を得ておりますので、皆様のご理解をお願いします。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第18号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項に入ります。
協議事項第1号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。

令和 8 年 6 月に受け付けた「農用地区域からの除外願」は 1 件となっております。

協議事項の説明に先立ち、農振除外についてご説明いたします。農業振興地域にあります農用地を転用できる状態にするものであります。農業用施設の転用には農振除外は要しないものの、住宅等に転用する場合には、除外の手続きが必要となるものです。農業振興地域には いわゆる青地と白地があり、白地の農地では除外の手続きを要しない一方、青地の農地では除外の手続きを要するものです。

それでは、議案書に戻りまして説明いたします。

(議案書番号 1 朗読)

除外後の用途は、駐車場になります。

除外案件別添資料と併せてお願いします。

願出者は、大規模農業経営を行っており、事業拡大に伴い、従業員や農機具も増え、置場に苦慮しているそうです。現在は、空いているスペースにバラバラに駐車している状況です。大変非効率であるため、隣接地を農機具用駐車場として計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項第 1 号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項第 1 号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号から第 2 号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 4 ページをお願いします。

初めに農地法第 18 条第 6 項につきましてご説明いたします。農地法では、農地の賃貸借の契約については、農地の所有者である賃貸人や、耕作者である賃借人からの一方的な解約を制限しており、相当の理由がある場

合に農業委員会を通じ 県知事の許可を求めています。ただし、賃借人・賃貸人双方の合意に基づく解約については、許可を要せず届出を求めているものです。

それでは、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

(番号1読み上げ)

番号2以降は読み上げ省略しまして、合計は4件。

農地中間管理事業による重複を除き 6筆 7, 498㎡です。

続きまして、議案書の5ページをお願いします。

農地法第3条の3につきましてご説明いたします。先程の農地法第3条では、権利の移動について農業委員会の許可を求めているものですが、農地法第3条の3では、農地の相続等には許可は要せず届出を求めているものです。

それでは、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

(番号1読み上げ)

番号2以降は読み上げ省略しまして、合計は7ページをお願いします。

合計で 9件、59筆、74, 926㎡です。以上です。

議 長 ただ今報告を受けた内容について、ご意見・ご質問等はありませんか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 報告第1号の番号1および2の解約の理由が農地転用となっているが、事情を確認したい。

事 務 局 先月の総会においてご審議いただいた農地法第5条申請の案件です。転用の予定であることから、中間管理事業を利用した賃貸借契約を解約するものです。

議 長 他にご質問等はございませんか。

委 員 （「なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

議 長 それでは先程の「議案第 17 号」に関し、事務局から説明を求めます。

事 務 局 議案第 17 号 番号 1 の譲渡人の状況について追加してご説明します。
譲渡人は 2,467 ㎡の農地を所有しており、今回 497 ㎡の所有権の移転を申請しているものです。

議 長 今程の事務局からの説明に、ご質問等はございませんか。

委 員 （「なし」の声あり）

議 長 それでは「議案第 17 号」につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて 本日の総会を閉会いたします。

（閉会 14：30）